

議案第18号

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部改正について

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例
藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例（昭和54年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設備資金」の次に「（土地を取得するためのものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。